



平成22年9月17日  
中国四国管区行政評価局

## 行政苦情救済推進会議の検討結果を踏まえ、「高速道路の給油所情報の周知等」について西日本高速道路株式会社中国支社にあっせん

### 【あっせん内容】－11区間の給油所情報の周知の実施等、給油所休廃止時の情報提供方針等の定め－

中国支社は、高速道路利用者の安全及び利便を確保するため、次の給油所情報に関する措置を講ずることを検討する必要がある。

- ① 高速道路を通行しているドライバー等に休止給油所等の情報を適切に提供するため、今回調査した5区間及び高梁SAの給油所の休止に伴い給油所の無い区間が長距離となる四国方面の6区間については、i) 給油可能な直近のSA(給油所)手前の道路上へ看板を設置すること、ii) 給油所のある直近のSA内へ、次の給油所までの距離等を記載した横断幕を設置するとともに、既存の横断幕については分かりやすい記載内容とするよう見直しを行うこと、iii) 注意喚起ポスターを漏れなくSA及びPA内へ貼付すること
- ② 現状では給油所休廃止時の情報提供方針等は定められていないが、道路利用者により分かりやすく統一的な情報を提供するため、i) 情報提供を行う対象区間の距離基準、ii) 路上、給油所のある直近SA、その他SA等における周知場所・方法、実施範囲等についての方針等を定めること

### 【本件のきっかけとなった行政相談】

夜中にバイクで湯原インターチェンジから米子自動車道上り線に入った。北房ジャンクション付近で給油所がある旨の看板を見たので、岡山自動車道に入って給油しようとしたが給油所はなかった(下記注参照)。それから山陽自動車道下り路線に入って走行を続けたが、福山SAの手前でガス欠となった。

このようなことがないように、給油所を適切に設置してほしい。少なくとも高速道路における給油所の営業・休止状況を周知する案内を道路利用者に分かりやすい方法で行うべきである。

(注) 申出人は、岡山自動車道上り路線の高梁SAの給油所に立ち寄って給油しようとしたが、同給油所は上り線・下り線とも平成20年12月から休止していた。



### 【制度の概要等】

- ① 中国支社では、給油所の設置については、経済情勢の変化、採算性等を踏まえ、総合的に判断している。
- ② 中国支社管内では、平成 22 年 7 月 1 日現在、24 か所の給油所が営業しているが、平成 17 年以降、この度の行政相談の申出に係る岡山自動車道上り線の高梁 S A の給油所の休止（平成 20 年 12 月、同時に下り線も休止）を含め、計 6 か所の給油所が休廃止されており、給油所が長距離にわたって無い区間が発生している。
- ③ 高速道路上の給油所が休廃止された場合の利用者への周知については、具体的な基準等は定められておらず、管理者である中国支社がこれらの事態が発生した都度毎の判断により利用者への周知等の対応策を講じている。
- ④ 高速道路における給油所の営業情報については、インターネット、S A ・ P A 内へのポスター等の掲示、各種資料等の備付けなどにより周知を行っている。



### 【現況及び推進会議の意見等】

- ① 経済情勢の変化、採算性の問題等から休廃止されている給油所を直ちに復活させることは難しい状況にあるとみられる。
- ② 社団法人日本自動車連盟の中国地方の高速道路上での燃料切れ対応の出動回数は、高速道路の休日特別割引制度（土・日の利用料金は一律 1,000 円等）が導入されたこともあって、平成 20 年度に 1,136 件であったものが 21 年度には 1,836 件（前年度比 62%増）に急増している。
- ③ 現在、給油所の休廃止に伴い中国支社管内で給油所間の距離が概ね 150km ある区間は、申出のあった米子自動車道の蒜山高原 S A から山陽自動車道の福山 S A までの区間を含む 5 区間（上下 10 路線）発生しており、四国方面まで含めるとさらに 6 区間発生している。  
給油所が長距離無い区間の周知状況をみると、直近の S A 手前に看板や S A 内に横断幕が設置されているケースはあるものの、看板や横断幕が未設置となっていたり、既存の横断幕の内容が十分でないものがあるので、看板等の設置及び既存横断幕の表示の見直しを行う必要がある。
- ④ S A ・ P A の中には目に付きやすいポスターが貼付されていない所があるなど、給油所の営業情報の周知の改善を行うことが望ましい所がある。
- ⑤ 給油所が長距離無い区間における利用者に対する周知方法等は区々となっているなど、対応が統一的に行われていない状況となっているので、給油所情報の提供方針等を定める必要がある。